

【懲戒】

懲戒処分書

事務所 神戸市兵庫区湊川町6丁目4番11号
司法書士 米澤 歳男

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

司法書士法第47条第2号の規定により、平成28年8月30日から2年の業務の停止に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

当局の調査、兵庫県司法書士会（以下「書士会」という。）の報告及び司法書士米澤歳男（以下「被処分者」という。）の供述によれば、以下の事実が認められる。

- 1 被処分者は、書士会に司法書士の登録（昭和54年1月1日兵庫第656号）をし、上記肩書事務所地において司法書士業務を行っている者である。
- 2 被処分者は、平成20年頃、A（以下「A」という。）から相続登記申請を受任し、登記手続費用の一部として同年に8万円、平成26年に28万円を受領したが手続を進めず、平成27年5月にAから催促されたが、その後も登記申請を完了させず、同年7月 日に、書士会から早急に登記申請をし、Aへ説明するよう指導を受けたが、このときも登記申請をせず、Aへの説明も行わなかった。
さらに、同年9月 日の当局の調査において、被処分者は、「明日提出する。」と供述したにもかかわらず、同年10月 日まで、登記申請をしなかった。
- 3 被処分者は、平成23年11月 日、B（以下「B」という。）から所有権の移転の登記申請を受任し、登記手続費用として少なくとも15万円を受領したが、Bから催促されたにもかかわらず、正当な理由もなく、平成26年1月頃まで受任事件を放置した。
- 4 被処分者は、平成23年12月頃、C（以下「C」という。）から所有権の移転の登記申請を受任し、平成24年10月 日、登記手続費用として45万円を受領したが、Cから催促されたにもかかわらず、正当な理由もなく、平成25年6月頃

まで受任事件を放置した。

さらに、一部の物件については、オンライン申請を3回にわたり取り下げたことにより、平成25年8月 日時点で完了させていなかった。

- 5 被処分者は、平成24年10月頃、D（以下「D」という。）から抵当権の抹消の登記申請及び帰化申請を受任し、手続費用として7万円を受領したが、1年以上、正当な理由もなく受任事件を完了させないまま、平成26年の2月頃、Dの請求により書類一式及び手続費用をDに返還した。
- 6 被処分者は、平成26年2月末頃、株式会社甲（以下「甲」という。）から、有限会社乙及び株式会社丙の役員の変更の登記申請を受任したが、正当な理由もなく当該登記申請を放置し、甲の担当者が、連絡したにもかかわらず、少なくとも同年6月 日まで、受任事件を放置した。
- 7 被処分者は、平成27年1月頃、丁株式会社代表取締役E（以下「E」という。）から、成年後見人選任手続を受託し、被処分者は、Eに対し、同年3月末までに申立てを完了する旨を約束して、Eから申立費用として10万円を受領したが、同年9月 日現在、受任事件を完了させておらず、また、受領した申立費用を精算していない。
- 8 被処分者は、平成27年6月中旬頃、有限会社戊取締役F（以下「戊」という。）から、所有権の移転の登記申請を受任し、同年7月 日、戊から登記手続費用として少なくとも10万円を受領し、同日、○地方法務局 支局へオンラインで申請したが、添付書類の送付、登録免許税の納付をせず、同申請は、同月27日に却下となった。その後、被処分者は、戊及び書士会からの連絡に対応しなかったため、同月 日、戊が○県 警察署へ相談し、同警察署を經由して、登記申請関係書類を戊へ返還したが、同年9月 日現在、登記手続費用を精算していない。さらに、同年7月 日に書士会で事情聴取を行う予定であったところ、被処分者は体調不良を理由に欠席したため、書士会から、後日事情聴取を受けることを強く伝えられたにもかかわらず、同年9月 日現在、書士会への連絡をせず、事情聴取を受けていない。
- 9 被処分者は、平成25年4月から少なくとも2年以上にわたり、会費を一度も規定どおりに納入せず、平成27年9月 日現在、5か月分を滞納していた。

第2 処分の理由

- 1 兵庫県司法書士会会則（以下「会則」という。）第95条は、「会員は、特別の理由がない限り、依頼の順序に従い、速やかに業務を取り扱わなければならない。」と規定しており、被処分者の上記第1の2から8までに行為は、同規定に違反する。
- 2 会則第98条の2は、「会員は、依頼者から預り、又は依頼者のために預かった金銭については、自己の金銭と明確に区別し得る方法で保管し、かつ、その保管

の記録を作成し、これを管理しなければならない。」、会則第87条第2項は、「会員は、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」と規定しているところ、預り金を預かる必要がなくなった場合、その趣旨に従い遅滞なく依頼者に対し、預り金を支払い、又は清算すべきであり、被処分者の上記第1の7及び8の行為は、同規定に違反する。

- 3 会則第110条第1項は、「会長は、司法書士業務の適正な運営を図るために必要があるときは、会員からの報告を求め、その会員に必要な指示若しくは指導をすることができる。」、同条第4項は、「会員は、正当な事由がなければ前項の調査を拒んではならない。」と規定しており、被処分者の上記第1の8の行為は、同規定に違反する。
- 4 会則第24条の2第1項は、「毎月1日現在の会員は、定額会費を納入しなければならない。」、同条第2項は、「会員は、毎月末日までに当月分の定額会費を納入する。」と規定しており、被処分者の上記第1の9の行為は、同規定に違反する。
- 5 被処分者の上記1から4までの行為は、上記の各規定に違反するとともに、司法書士法（昭和25年法律第197号）第2条（職責）、同法第23条（会則の遵守義務）、会則第87条（品位の保持等）、会則第106条（会則等の遵守義務）の各規定に違反する。
- 6 被処分者の上記非違行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実に業務を行うことによって国民の権利保護に寄与するという司法書士の職責をないがしろにし、司法書士の社会的信用を著しく失墜させるものであって、その責任は極めて重大であり、厳しい処分が相当である。
- 7 さらに、被処分者は、平成19年の懲戒処分において、債権者に対する不誠実な対応及び定額会費の滞納などを指摘されているにもかかわらず、再度不適切な事務処理を複数行ったものであり、被処分者による不誠実な対応は常態化している上に、業務を改善しようとする姿勢が全く見受けられず、司法書士としての資質に欠けるといわざるを得ない。
- 8 よって、司法書士法第47条第2号の規定により、被処分者を主文のとおり処分する。

平成28年8月30日 神戸地方法務局長